

第5節 経済安全保障上の対応

経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度（基幹インフラ制度）の運用を開始した（2024年5月）。円滑な制度運用を図るため、相談窓口を通じて関係事業者に必要な助言を行うとともに、技術的な解説を公表した。基幹インフラ事業者による重要なシステムの導入やその維持管理等の委託について、外部からの妨害・加害行為を防止する観点から審査を実施した。

（基幹インフラ制度の届出件数）

年度	事前届出件数		事後報告件数
	導入※1	重要維持管理等 ※1	
2024年度※2	6	29	0

※1 事前届出件数は導入等計画書及び緊急導入等届出書の届出件数のほか、導入等計画書の変更の案の届出件数（重要な変更の届出件数）も含まれる。

※2 2024年6月末時点